

第7期介護保険事業計画【概要版】

平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)



■計画策定に当たって

1 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画です。

また、国・県の基本方針や浜田市・江津市の定める「高齢者福祉計画」などとの整合・調和を図りながら策定します。

2 計画期間

平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)(3か年)

3 日常生活圏域の設定

サービス供給体制の整備を一層押し進めるため、11圏域を設定します。

ただし、サービスの提供体制については、利用者の個々の生活実態に合わせて、提供範囲を柔軟に拡大して対応するものとしてします。



平成37(2025)年を見据えた社会・地域・高齢者の役割を明確化する

平成37(2025)年の目標に向け、医療と介護の総合的な確保を推進するため、国では「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を制定し、本法の趣旨を指針とし、新たな医療・介護の推進を地方に求めています。

さらに、地域包括ケア体制の具体的な構築や、認知症施策5か年計画（新オレンジプラン）などによる認知症対策についても本格化します。本計画においても、これらの制度改革を念頭に置き、圏域の地域性を考慮した持続可能な仕組みをもつ計画とします。

介護保険制度改正の動向

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

ア 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ・データ分析に基づく介護保険事業計画の策定
- ・介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備
(要介護状態の維持・改善や地域ケア会議の開催状況等の実績に基づく評価)
- ・地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- ・居宅サービス事業者の指定等に関する保険者の関与強化
(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化)

イ 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ・新たな介護保険施設を創設(介護療養型医療施設⇒介護医療院)
- ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する情報提供その他の支援を規定

ウ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ・市町村による地域住民と行政との協働による包括的支援体制づくり、地域福祉計画策定の努力義務化
- ・介護保険と障害福祉サービスに新たに共生型サービスを位置づけ

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

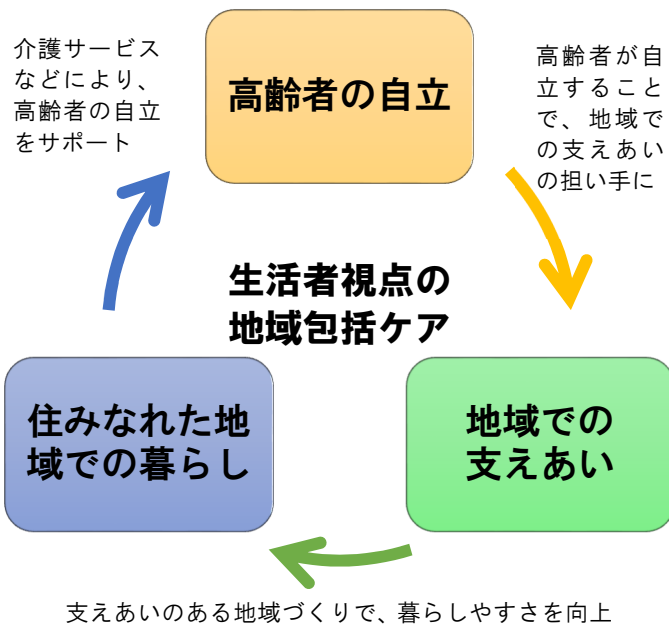
ア 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

- ・「合計所得金額が220万円以上」かつ「年金収入＋その他の合計所得金額が340万円以上」

イ 介護納付金への総報酬割の導入

- ・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする

■計画の将来像



●目標指標の設定

目標年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
要介護認定率	24.5%以下	25.0%以下

(1)高齢者の自立

高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、情報や機会を提供することで自立を促すとともに、介護が必要になっても、自立した生活を送ることができる支援体制のある圏域を目指します。

(2)地域での支えあい

地域自治組織や各種関係団体との連携により、高齢者を支える地域づくりを行うとともに、一人ひとりの人権が尊重される圏域を目指します。

(3)住みなれた地域での暮らし

できるかぎり住みなれた地域で暮らすことができるよう、在宅サービスを中心としながら、高齢者の心身の状況やニーズに応じ、地域に密着したサービスが提供される圏域を目指します。

(4)生活者視点の地域包括ケア

「高齢者の自立」「地域での支えあい」「住みなれた地域での暮らし」の3つの好循環により、だれもが希望する暮らし方を選択し、高齢期を自分らしく過ごせる圏域を目指します。

■計画の基本目標

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

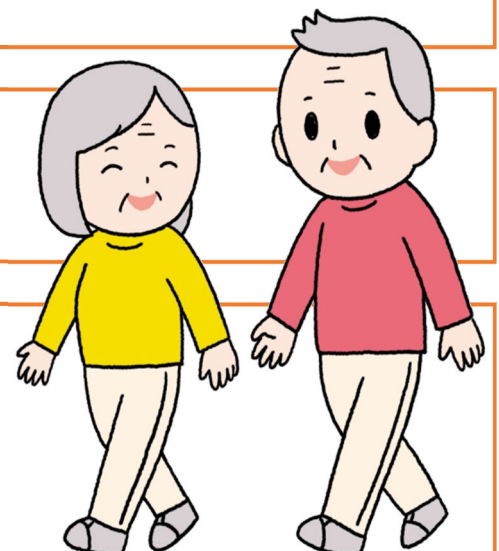
- (1) 地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実
- (2) 医療・介護連携の推進
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (5) 高齢者の住まいの安定的な確保
- (6) 地域包括支援センターの機能向上
- (7) 地域ケア推進会議の運営
- (8) 地域共生社会の実現

2 地域支援事業の充実

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- (2) 包括的支援事業の実施
- (3) 任意事業の実施

3 平成37(2025)年を見据えた介護保険制度の運営

- (1) 介護保険サービスの提供体制の充実
- (2) 自立支援に向けた介護給付の実現
- (3) 介護給付の適正化
- (4) 介護人材の確保・育成
- (5) 健全な介護保険運営



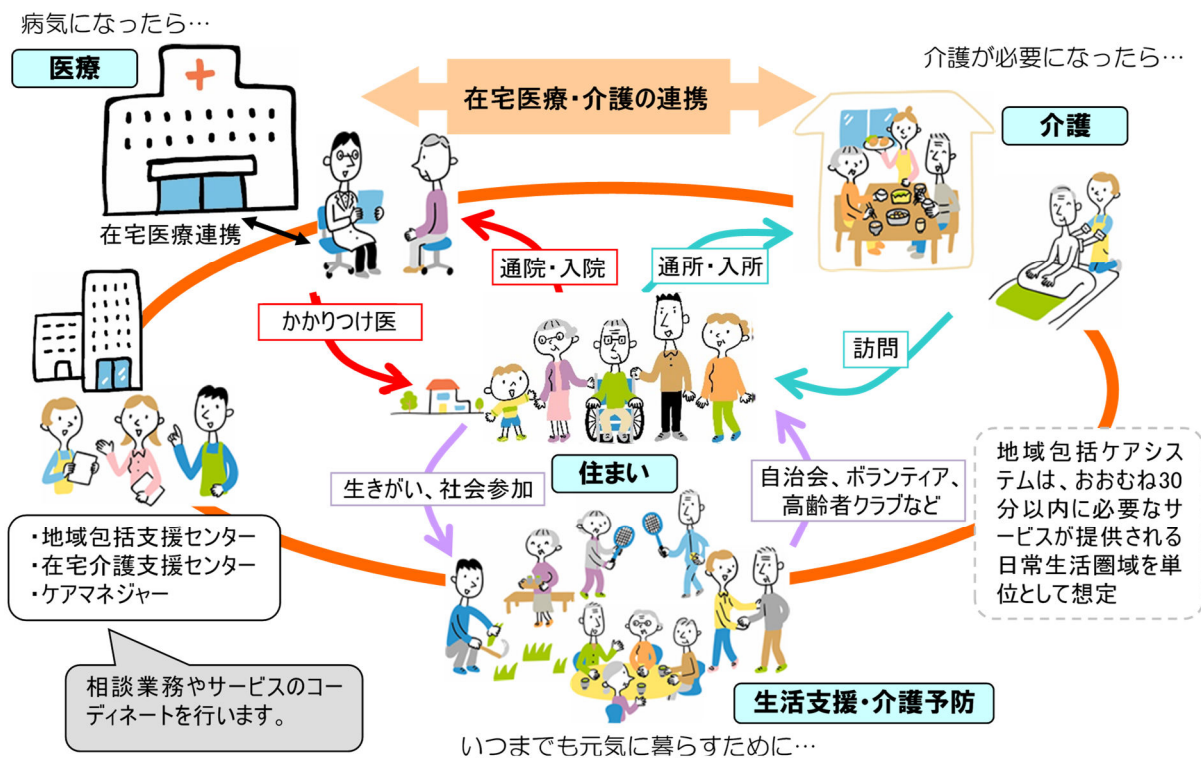
■計画の将来像の実現に向けた取組

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実

圏域内のどこに住んでいても、必要とする支援をその日常生活圏域に合った形で提供できるよう、圏域全体で解決すべきことと、より身近な地域で解決すべきことなど、役割分担を図る立体的な地域包括ケア体制の構築を図ります。

【本圏域の地域特性を踏まえたケア体制の構築】



(2) 在宅医療・介護連携の推進

かかりつけ医や中核医療機関、国保診療所等とのさらなる連携を図り、医療と介護の双方向の情報の共有化や地域ケア会議等の充実・強化を図るため、浜田市・江津市と連携し、引き続き取組を強化していきます。

(3) 認知症施策の推進

認知症になっても、高齢者が住みなれた地域で自分らしく健やかに過ごすことができるよう、認知症対応型のサービス基盤の整備を進めます。また、認知症に関する知識の普及などを推進します。

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

介護予防・生活支援サービスの充実や、介護予防を地域ぐるみで取り組める環境づくりに向けて、引き続き取組を強化します。

(5) 高齢者の住まいの安定的な確保

ライフスタイル（生活様式）や価値観の多様化により、高齢期を過ごす住まいについてのニーズも多様化しており、心身や生活の状況に対応した高齢者の住まいの場の確保に努めます。

(6) 地域包括支援センターの機能向上

介護予防マネジメント、地域支援の総合相談、虐待の早期発見・防止等の権利擁護、包括的・継続的マネジメントなどを行い、地域の高齢者を支える中核機関としての役割を担います。

(7) 地域ケア推進会議の運営

圏域ごとの課題解決に向けた取組や連携体制について検討する地域ケア推進会議を開催します。介護保険サービスにとどまらない支援を柔軟に展開できるよう幅広い層の参加による会議運営を図ります。

(8) 地域共生社会の実現

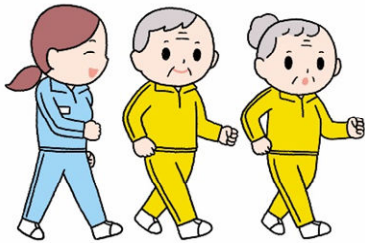
「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

2 地域支援事業の充実

介護予防を推進し、生活支援を充実させることで、より長く自立した生活を送ることができるよう地域支援事業に取り組みます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- ア 介護予防・生活支援サービス事業の実施
 - (ア) 訪問型サービス
 - (イ) 通所型サービス
 - (ウ) その他の生活支援サービス
- イ 一般介護予防事業の実施
 - (ア) 介護予防把握事業
 - (イ) 介護予防普及啓発事業
 - (ウ) 地域介護予防活動支援事業
 - (エ) 地域リハビリテーション活動支援事業



(2) 包括的支援事業の実施

- ア 介護予防ケアマネジメント事業
- イ 総合相談事業・権利擁護事業
- ウ 包括的・継続的マネジメント事業
- エ 在宅医療・介護連携の推進
- オ 認知症施策の推進
- カ 生活支援サービスの体制整備
- キ 地域ケア会議の開催

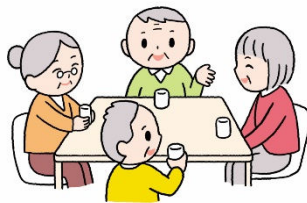
(3) 任意事業の実施

- ア 介護給付費等費用適正化事業
- イ 家族介護支援事業
- ウ その他事業

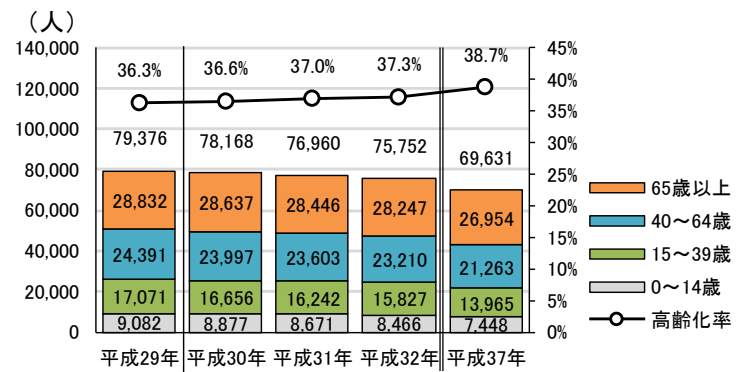
■ 高齢者の現状と今後の見込み

1 高齢者数の推移と推計

本圏域では総人口が減少し、高齢化率が上昇しています。特に近年、いわゆる団塊の世代の高齢化とともに、高齢化率は大きく上昇しています。平成37(2025)年には38.7%になる見込みです。



【人口と高齢者数の推移と推計】

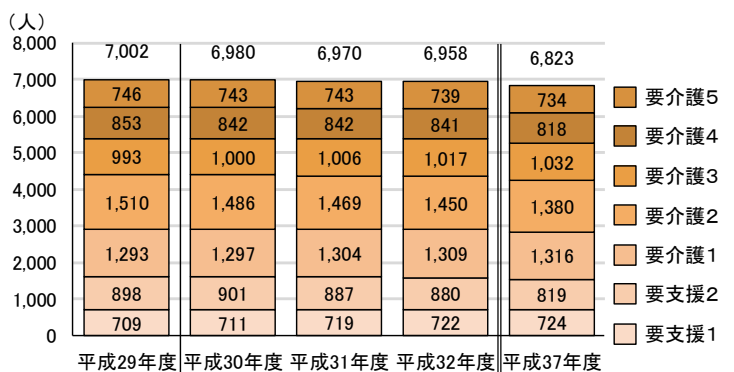


2 要介護認定者の推移と推計

要支援・要介護認定を受けている人は、平成29年度をピークに減少に転じています。



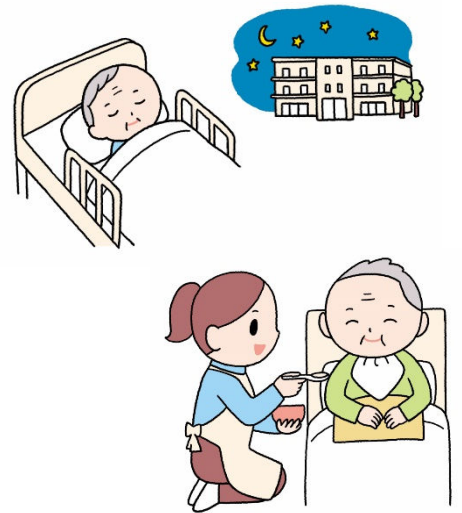
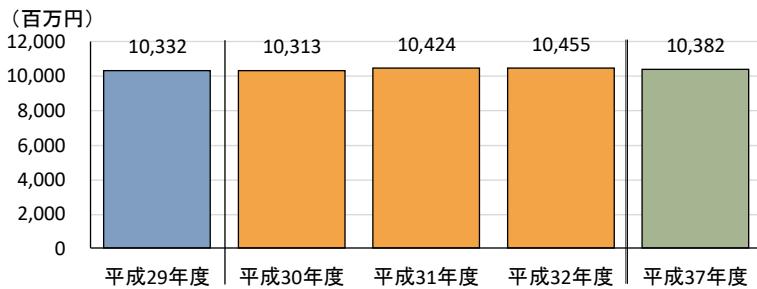
【要支援・要介護認定者数の推移と推計】



■介護保険事業の現状と今後の見込み

介護給付費（総給付費）は100億円を超えて推移しています。
本計画期間においては、104億円程度で推移するとみられています

【介護保険給付費の推移と推計】



■平成37（2025）年を見据えた介護保険制度運営

1 介護保険サービスの提供体制の充実

全国的に高齢化が進む中、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年をどう迎えるのか、介護保険や地域支援事業等の制度の維持、役割の多様化が求められています。このため、介護保険サービスの充実を進め、介護保険制度の維持、向上を図ります。

なお、第7期計画期間中の施設・サービスの整備目標は、右表のとおりです。

【第7期計画期間中の施設・サービスの整備目標】

種別	整備量	整備年度
小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	平成32年4月以降

2 自立支援に向けた介護給付の実現

住民主体の通いの場など、地域社会と交流できる場や社会貢献できる場の提供、他の高齢者の見守りや生活支援サービスの担い手となっていただく仕組みづくりに取り組みます。

3 介護給付の適正化

介護給付の適正化を図る観点から、要介護認定の適正化、介護給付等の適正化と合わせ、サービス利用者の適正利用に向けた意識啓発を図ります。

4 介護人材の確保・育成

島根県の支援計画と連携し、事業者による介護人材確保に向けた取組を支援します。

また、高齢者の社会参加の促進や仕組みづくりを行います。

5 健全な介護保険運営

持続可能な制度の確保やサービスの向上など、介護保険制度の円滑な実施に向けた取組を行います。

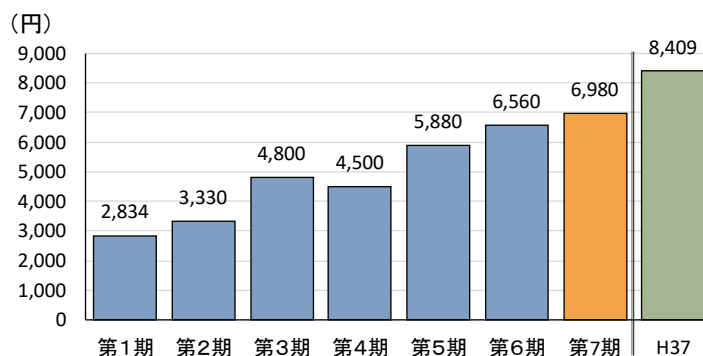


■介護保険サービス事業量見込みと介護保険料の設定

1 介護保険料額の推移と推計

本圏域における第1号被保険者の保険料額は、第6期計画において月額6,560円（年額78,720円）が基準額となっています。第1号被保険者の負担割合が第6期計画の22%から第7期計画では23%に引き上げられます。介護サービスの利用増による給付費の増大がある中、介護保険準備基金の取崩しや保険料段階の細分化により、抑制に努めました。

【介護保険料標準月額額の推移と推計】



【介護給付費と地域支援事業の見込額】

	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	3年間合計
標準給付見込額	11,000,670,283 円	11,244,254,982 円	11,410,646,469 円	33,655,571,734 円
総給付費	10,313,049,000 円	10,424,362,000 円	10,454,783,000 円	31,192,194,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額	400,000,000 円	410,000,000 円	420,000,000 円	1,230,000,000 円
高額介護サービス費等給付額	250,000,000 円	250,000,000 円	250,000,000 円	750,000,000 円
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,000,000 円	30,000,000 円	30,000,000 円	90,000,000 円
算定対象審査支払手数料	11,400,000 円	11,400,000 円	11,400,000 円	34,200,000 円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	-3,778,717 円	-5,705,458 円	-5,741,475 円	-15,225,650 円
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0 円	124,198,440 円	250,204,944 円	374,403,384 円
地域支援事業費	685,760,000 円	685,760,000 円	685,760,000 円	2,057,280,000 円
第7期計画期間の介護保険給付総額	11,686,430,283 円	11,930,014,982 円	12,096,406,469 円	35,712,851,734 円

【第1号被保険者の保険料額の算出】

3年間の標準給付費と地域支援事業費見込みの合計は約357億円となっており、このうち23%が第1号被保険者負担分となり、介護保険準備基金等の取崩しや調整交付金の影響等を加味した約70億円が保険料によって収納することが必要な額となります。これに保険料収納率を考慮し、所得段階別加入割合補正後被保険者数で除した額が基準年額、12か月で除したものが基準月額となります。

基準月額 6,980円

2 低所得者対策

保険料については、別枠公費による保険料軽減により、第1段階の保険料が軽減されます。

利用料については、高額介護サービス費等、軽減制度について周知を図り、介護や支援が必要な人が安心して介護サービスが利用できるよう努めます。



3 所得段階別の介護保険料

本圏域では、介護保険料を第1号被保険者の所得状況に応じて12段階に分けて設定します。
第1段階においては、国の介護保険料軽減策によって減額されます。

■段階別の介護保険料

	対象者		所得等	保険料率	月額	年額				
	住民税課税状況									
	世帯	本人								
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者	0.45 (0.50*)	3,141円 (3,490円)	37,692円 (41,880円)				
第2段階			80万円以下							
第3段階			80万円超え 120万円以下	0.70	4,886円	58,632円				
第4段階			120万円超え	0.75	5,235円	62,820円				
第5段階			80万円以下	0.90	6,282円	75,384円				
第6段階	課税	課税	合計所得金額 課税年金収入と 合計所得金額の合計	80万円超え	1.00 (基準)	6,980円	83,760円			
第7段階				120万円未満	1.20	8,376円	100,512円			
第8段階				120万円以上 160万円未満	1.40	9,772円	117,264円			
第9段階				160万円以上 200万円未満	1.60	11,168円	134,016円			
第10段階				200万円以上 300万円未満	1.80	12,564円	150,768円			
第11段階				300万円以上 500万円未満	2.00	13,960円	167,520円			
第12段階				500万円以上 700万円未満	2.25	15,705円	188,460円			
							700万円以上	2.50	17,450円	209,400円

※ 第1段階の介護保険料率は、別枠公費による保険料軽減措置により0.05相当分が減額されます。

■保険料の段階設定のイメージ

